

議案第 15 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 11 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考 1 中「ものを除く。以下この表において同じ」を「ものを除く」に、「長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項(備考の規定を除く。以下この表において同じ)」を「この項(備考の規定を除く)」に改め、「一の」の次に「当該」を加え、同項備考 2 中「長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項(備考 1 の規定を含む)」を「この項(備考 2 の規定を除く)」に改め、同表長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	確認書等が付された長期優良住宅維持保全計画以外のもの	1 件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅 64,000 円 (2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 5 戸以内のもの 157,000 円 イ 5 戸を超え 10 戸以内のもの 252,000 円 ウ 10 戸を超え 25 戸以内のもの 499,000 円 エ 25 戸を超え 50 戸以内のもの 909,000 円
--------------------------	----------------------------	---

	<p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 1,583,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 2,933,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 4,204,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 5,151,000円</p>
確認書等が交付された長期優良住宅維持保全計画	<p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 12,000円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 5戸以内のもの 24,000円</p> <p>イ 5戸を超え10戸以内のもの 42,000円</p> <p>ウ 10戸を超え25戸以内のもの 65,000円</p> <p>エ 25戸を超え50戸以内のもの 115,000円</p> <p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 189,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 318,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 403,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 450,000円</p>
備考 共同住宅等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第7項の規定による認定の申請に係るものを除く。）に係る長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る手数料の額は、この項（備考の規定を除く。）に定める額を一の当該共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	
長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、前項に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
備考 前項の備考の規定は、長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請があった場合について準用する。	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定事務に係る手数料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。